



平成25年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ド レ ッ ク ス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松 村 眞 良
(コード番号：4586 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 担 当 松 村 米 浩
(TEL. 03-3664-9630)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年 3 月 8 日開催の当社取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成25年 3 月下旬開催予定の当社第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役に必要な有能な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第29条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものであります。
- (2) 上記の新設にともない、必要となる条数を一部繰り下げ整理するほか、定款全般にわたる見直しを行い、会社法に基づいて必要な規定の加除、修正、字句の統一等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～3. (条文省略)	1. ～3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
4. 医薬品・医療用器材<u>及び</u>医療用消耗品の販売業務 5. ～6. (条文省略) 7. 医薬品・医療用具・医薬部外品・化粧品 の製造<u>及び</u>輸出入 8. (条文省略) 第3条～第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ②<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③<u>会株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>これらの備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第19条～第28条 (条文省略) (新 設)	4. 医薬品・医療用器材<u>および</u>医療用消耗品の販売業務 5. ～6. (現行どおり) 7. 医薬品・医療用具・医薬部外品・化粧品の製造<u>および</u>輸出入 8. (現行どおり) 第3条～第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>これらの備置きその他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第19条～第28条 (現行どおり) (<u>社外取締役の責任免除</u>) 第29条 <u>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会 第<u>29</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略) 第6章 会計監査人 第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略) (新 設) 第7章 計 算 第<u>41</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略) (剰余金の配当の除斥期間) 第<u>44</u>条 (条文省略) (新 設)	第5章 監査役および監査役会 第<u>30</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり) <u>(会計監査人の報酬)</u> 第<u>42</u>条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第7章 計 算 第<u>43</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり) (剰余金の配当の除斥期間) 第<u>46</u>条 (現行どおり) <u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u>

以 上